

広報

ひもいち

No.671

4

令和2年 April



広橋梅林



下市町マスコットキャラクター
ごんたくん

施政方針

令和2年第1回町議会定例会が開かれ、はじめに町長が令和2年度の施政方針を説明しました。町の運営はどのように進められるのか、5つの重点施策についてお知らせします。

1 未来を見据えた教育、子どもが笑顔でいきいきするまちづくり

まちの活力は、なにより町民の皆さまの力があってこそ。そしてその力は次世代へと引き継いでいかなければなりません。そのためにも、下市町で育った子どもたちが住み続けると共に、若い世代に帰郷も含め移り住んでももらいたいと思いつけています。子育て世代にとつて魅力的なまちとして、子育てと教育の一層の充実に取り組みを進めてまいります。

教育につきましては、「下市町教育大綱」に基づき、引き続き町教育行政の充実に向けて、町長部局と教育委員会が一体となつて、その取り組みを推進してまいります。

小中一貫義務教育学校の設置につきましては、下市小学校の屋内運動場以外の施設を解体し、新たに校舎、プール、運動場を整備するため、令和元年度から行っている設計業務を仕上げると共に、令和3年度から令和4年度まで子ども達が使用する仮校舎の改修工事を行い、令和5年4月の義務教育学校開校に向け取り組んでまいります。また、仮校舎として使用した後

の下市南小学校を、地域交流及び関係人口の創出拠点施設として活用するため、奈良県とのまちづくりに関する連携協定の締結にも取り組んでまいります。

義務教育学校の教育課程を先どりする形で、次世代を担う子どもたちが国際社会で活躍するための基礎となるよう、英語を身につける教育に力を入れて取り組み、町費講師並びにALT2名を継続配置し、少人数学校ならではの英語教育や整備充実させたICT環境を活用した先進的教育プログラムの推進など、学習活動の充実と活性化を図ってまいります。

認定こども園につきましては、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設として、来月開園致します。また、開園に伴い保育所事務や学童保育など健康福祉課で行っていた業務を教育委員会に移管し、教育及び保育行政を一体的に行い、一層の充実を図ってまいります。

子育て支援センターの運営や子育て相談、放課後児童の健全育成事業などの充実を図ると共に、各種予防接種を県内医療機関と連携しながら推進してまいります。

2 未来を見据えた地域づくり、町民が元気で活動し交流するまちづくり

栃原地区を始め、平原地区、才谷地区、仔邑草谷地区、広橋地区、丹生地区、下市都町地区など地域が主体性をもって取り組む、元気な地域づくり事業が年々増えてきており、交流や地域内消費にもつながっています。今後も地域力の向上に向け共に取り組んでまいります。

令和元年10月に創設した、若者世帯が町内で新築する住宅建設費に対する補助や、新築の間貸貸集合住宅に入居した場合の補助などを引き続き行い、移住定住対策に一層取り組んでまいります。

また、若者を招き入れ農業に触れる援農プロジェクト、新規就農者への支援、森林整備員の育成支援、奈良の木を使用した職人育成支援などと共に、有害鳥獣関連事業の更なる推進にも取り組んでまいります。

このような活動と交流、SNSでの情報発信、タウンプロモーションなどを通して、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加も図ってまいります。

3 未来を見据えたプランニング、笑顔とアイデアあふれるまちづくり

令和2年度において、過疎計画、第2期地方創生総合戦略、地域防災計画、地域福祉計画など町施策の根幹となる計画の策定を予定しております。これらの計画策定については、各種協議会などで頂いたご意見、公務の中で私や職員が伺ったお話や役場職員の提案など、様々な方々の意見を反映してまいります。

町にとつて人材育成は重要なことです。研修受講の推進や若手職員会議など町独自の研修実施などにより職員のマンパワー向上を図り、行政運営や町民サービスの更なる充実に取り組むと共に、臨時・非常勤職員から会計年度任用職員への移行に伴う勤務条件等の充実にも取り組んでまいります。また、ICTシステムの導入についても推進することとしており、新年度においては音声文章化システムを導入し、業務の効率化に取り組んでまいります。

そして、産官学金労言の連携推進やマンパワーの結集などにより、高齢化の中で次世代に継承できる、未来を見据えた取り組みを展開してまいります。

4 安全・安心して暮らしていただける穏やかなまちづくり

高齢化社会が進み、2025年には団塊の世代が後期高齢期を迎える時代になります。当町におきましても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援体制の整備、介護予防、地域包括ケアシステムの構築をより一層進めてまいります。

私たちが快適な生活を送る上で、生活道路をはじめ河川、橋梁、上下水道などの整備、維持管理は欠かすことのできないものであり、引き続き社会資本整備総合交付金などを活用し、継続的、計画的に事業を進めてまいります。

役場庁舎や中央公園グラウンドのトイレにつきましては、バリアフリー化などを行い快適に利用できる環境整備に取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、危険な空き家の解体支援及び危険回避支援などに取り組み、迅速な対応に努めてまいります。また、西山の旧丹生小学校、旧丹生診療所などについては新年度において解

体を行うと共に、春峯荘の解体設計にも取り組んでまいります。

自然災害を踏まえ、地域防災力の向上はもとより、Lアラートなどと連携したCATV放送システムの更新、役場庁舎の自家発電設備の整備、災害時に必要な物資の計画的な備蓄などの取り組みを行うと共に、地域防災の要である消防団との連携も一層図りながら、防災力を高めてまいります。そして、災害復旧については、引き続き一日も早い完全復旧に向け全力で取り組んでまいります。

特に新型コロナウイルス感染症対策につきましては、CATV等での情報発信と共に、本日（令和2年3月2日）から小学校・中学校を休校しております。また、役場においてもアルコール消毒液やカウンスターなどの消毒用エタノールを設置すると共に、町職員に対して手洗いの励行や窓口対応職員のマスク着用などを指示するなど、引き続き感染症拡大抑制に取り組んでまいります。町民の皆さまにおかれましては、誤った噂に惑わされることなく、正しい情報を聞き、落ち着いた行動をお願いいたします。

5 持続可能な行財政運営

財政運営につきましては、事務的経費の削減に取り組むことは勿論のこと、今後、当町において大きな行政需要が生じることから、できる限り事業の見直しを行い、地方債を始めとする有利な財政措置のある地方債を計画的に発行し、町負担の抑制に努めてまいります。

また、町の自主財源の根幹をなす町税につきましては、引き続き負担の公平性を図る観点から徴収率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、昨年度は全国の大勢の方から、多くの寄附を頂いたところであります。本年も一人でも多くの方に応援いただけますようふるさと納税の趣旨を踏まえながら、特産品やコト体験商品等の充実を図り、下市町の魅力の発信に努めてまいります。

— 最後に —

私は、まちづくりは人づくりだと考えています。子どもたちが、この下市町で育ち、やがて下市町を支え、創っていったらいいことが私の願いであり、施設一体型の小中一貫義務教育学校の設置はそのための重要施策です。小中両方の教員が協力し、9年間を通して子どもに寄り添った生徒指導や授業の実施、幅広い年齢の子どもたちが共に生活することにより、縦割り活動など異学年交流の活性化を図ると共に、長年の懸案であった中学校の運動場確保についても、100mの直線コースを備えた運動場の整備を行います。また、9年間を通して「ふるさと下市」に対する理解と愛情を育む地域学習を推進してまいります。

「ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る」、だれもが「このまちに生まれてよかった」「このまちに住み続けたい」「このまちに戻りたい」「このまちで夢を実現したい」と心から思える、そんな「元気なふるさと 下市」

下市町長 杵本 龍昭



議会だより

令和2年3月第1回下市町議会定例会が3月2日から13日までの12日間の会期で開かれ、上程された議案は1件の意見書を除き、原案どおり可決されました。

- ・可決：条例制定（4件）、条例改正（5件）、補正予算（2件）、予算（6件）
- ・否決：意見書（1件）
- ・同意（1件）：下市町教育委員会委員長の任命につき、小谷隆男氏が同意されました。
- ・選挙（1件）：奈良県広域消防組合議会議員の選挙について、尾上治吉氏が指名推薦されました。
- ・7名の議員より一般質問

議案

- ▼下市町犯罪被害者等支援条例の制定について
- ▼下市町立認定こども園条例の制定について
- ▼下市町一時預かり事業の実施に関する条例の制定について
- ▼下市町立認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ▼下市町行政組織条例及び下市町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- ▼下市町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- ▼下市町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ▼下市町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- ▼下市町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- ▼令和元年度下市町一般会計補正予算（第4号）について
- ▼令和元年度下市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- ▼令和2年度下市町一般会計予算について
- ▼令和2年度下市町国民健康保険特別会計予算について
- ▼令和2年度下市町後期高齢者医療

保険特別会計予算について

- ▼令和2年度下市町介護保険特別会計予算について
- ▼令和2年度下市町下水道事業特別会計予算について
- ▼令和2年度下市町水道事業会計予算について

※予算の詳細につきましては、次ページをご覧ください。

- ▼下市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- ▼奈良県広域消防組合議会議員の選挙について
- ▼地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

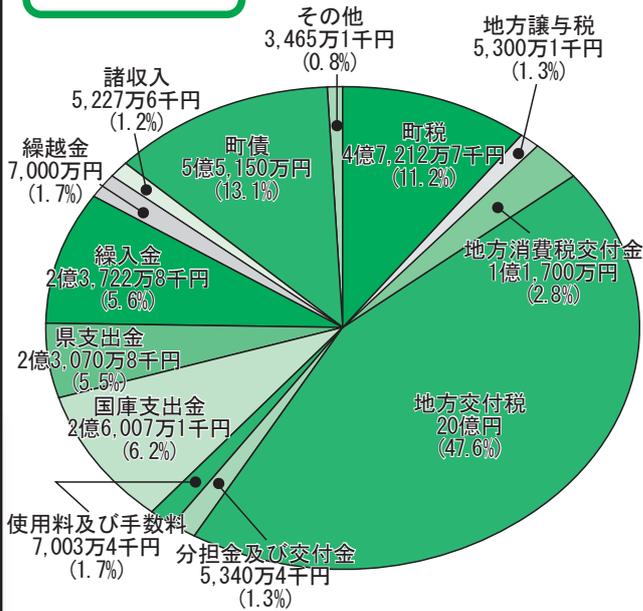
一般質問

- ◇辻本光雄議員から
 - 小中一貫事業について
 - 中央公園のトイレ整備について
- ◇尾上治吉議員から
 - 義務教育一貫校について
 - 耕作放棄地関連について
 - 中学校円形体育館解体後の活用等について
- 春峯荘の解体について
- 下市町まちづくり包括協定についてお伺いいたします。
- ◇松田哲子議員から
 - 今後の下市町事業計画及び財政状況の推移について
- 下市町の施策の方向性について
- 地域に根差した小中一貫教育と義務教育学校について
- ◇川本和義議員から
 - 昨秋の下市中学校への誤射事件のその後について
 - 大滝ダムの放水状況をこれまで以上にリアルタイムにテレビ放映し、町内（主に新住、阿知賀区）に、放水量で増水の範囲がわかる目安（印など）を設けるべきでは。
 - 中央公園にあるトイレの洋式化について
- ◇矢野和男議員から
 - 小中一貫校整備事業について
 - 道路・河川の清掃・草刈りについて
- 道路・橋梁・公共施設の整備について
- コロナウイルスの対策について
- ◇中垣内敏博議員から
 - 3月末に工事が終了予定の災害復旧についてお聞きします。
 - 下市町のふるさと納税について
- ◇吉井辰弥議員から
 - 小中一貫校設置について、2月14日に折込された文書についての町の対応と今後の方針について。
 - 新型コロナウイルスに対する今までの対処並びに今後の予防処置について。

令和2年度 予算

令和2年第1回下市町議会定例会で令和2年度当初予算が承認されました。
一般会計予算は42億200万円で、昨年の当初予算額に比べて3千8百万円(0.9%)減額した予算規模となりました。

歳入

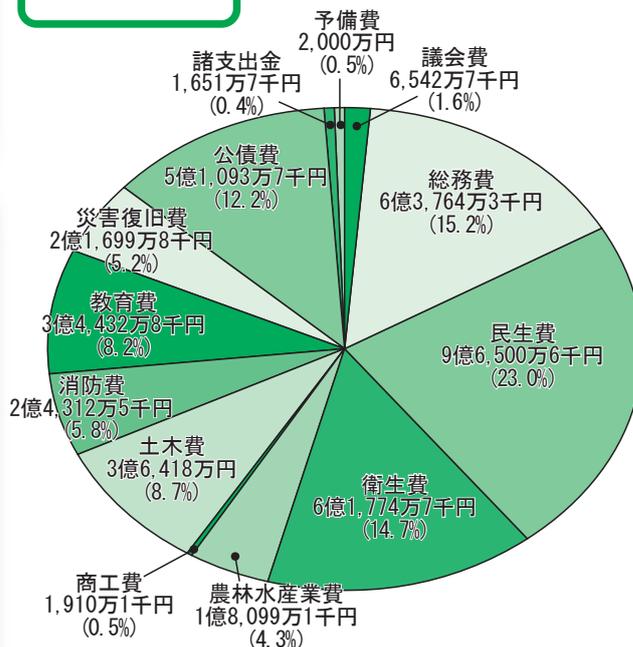


歳入その他の内訳

利子割交付金	100万円
配当割交付金	500万円
株式等譲渡所得割交付金	300万円
法人事業税交付金	300万円
環境性能割交付金	500万円
地方特例交付金	150万円
交通安全対策特別交付金	50万円
財産収入	265万1千円
寄附金	1,300万円
合計	3,465万1千円

一般会計 42億200万円

歳出



歳入
昨年に比べ町税収入は342万円の減となっております。

歳出
小中一貫校整備事業費として、6849万4千円を計上。公共施設関連整備事業費として、1億2549万円を計上。さくら広域環境衛生組合負担金として、1億708万5千円を計上。土木災害復旧事業費に2億199万8千円、住宅災害復旧事業費に1500万円を計上しています。

会計別予算額

(単位:千円)

区分	予算額	対前年比率 (%)
一般会計	4,202,000	△ 0.9
特別会計	2,050,423	1.1
特別会計の内訳	国民健康保険	737,854 △ 1.3
	後期高齢者	113,955 △ 0.4
	介護保険	1,020,132 3.8
	下水道事業	178,482 △ 2.4
	合計	6,252,423 △ 0.2

水道事業会計予算

(単位:千円)

		予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	323,750	△ 2.3
	支出	285,146	△ 2.6
資本的	収入	3,960	△ 54.3
	支出	185,164	6.4

卒園式・卒業式

町内の幼稚園、小・中学校では、一回り大きく成長した子どもたちが卒園・卒業を迎えました。

今年の卒園式・卒業式は、新型コロナウイルスの影響により縮小体制で行われました。

さらさらと輝いた目で卒園、卒業証書を授与された子どもたちは、4月から新たなステージへと羽ばたきました。

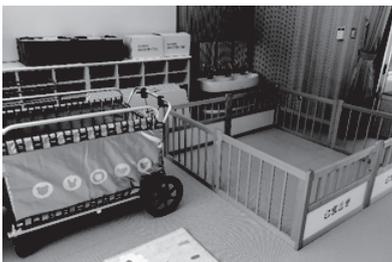


子育ての拠点「下市こども園」開園

4月1日、幼稚園と保育園の両機能を持ち合わせ、下市町の子育ての拠点施設となる、幼保連携型認定こども園「下市こども園」が開園します。

下市こども園では、新たに0〜2歳児の保育も行われます。園内及び保育室は園児が明るく安全に過ごせるよう配慮されており、真新しい遊具や椅子、保育設備が整えられた保育室で保育をスタートさせます。

また、10日には第1回下市こども園の入園式が行われる予定です。



念願の農水省事業「国営応急対策事業」

～日本一の柿の産地・世界に誇れる五條吉野地区を目指して～

農林水産省は、全国有数の柿の生産地である五條市と下市町にまたがる中山間地域「五條吉野地区」で、老朽化した農業用水利施設を改修する国営応急対策事業を行うこととなり、2月18日近畿農政局をはじめ五條市・下市町・五條吉野土地改良区など関係者約50名が出席し、五條市で着工式が執り行われました。

事業概要は、水利施設を改修し維持管理の軽減と農業生産性の安定・向上につなげることを目的に用水路の漏水対策、一の木ダムの管理施設や揚水機場の改修など総事業費は9億7千万円で令和

4年度に終了予定で、この事業により農業用水の安定供給、農業経営の継承、生産性の向上など大いに発展することでしょう。



令和2年度 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

狂犬病予防注射を実施します。犬を十分にしつけできる方がお近くの会場へ犬を連れてきてください。

実施日	時間	実施場所
4月22日 (水)	午前 9時50分～10時 5分	立石区民センター前
	午前 10時20分～10時30分	下市温泉秋津荘駐車場
	午前 10時45分～11時00分	下市町交流センター（ごんたくんの家）駐車場
	午前 11時10分～11時30分	下市観光文化センター駐車場
	午後 1時30分～ 1時45分	丹生支所前
	午後 2時00分～ 2時10分	広橋会館前
4月23日 (木)	午前 10時00分～10時15分	栃原地区農村集落センター前
	午前 10時30分～10時40分	平原集荷センター前
	午前 10時55分～11時 5分	梨子堂会館前
	午前 11時30分～11時45分	本町防災倉庫前
	午後 1時30分～ 3時40分	下市町コミュニティーセンター（阿知賀）駐車場
	午後 1時50分～ 2時10分	吉野保健所駐車場

◇持ち物

①注射費用**3,400円**（おつりのいらぬよう準備してください）

※消費増税につき、注射費用が**200円上がりました。**

②通知はがき（飼い主の方へ3月中に郵送）

◇犬の登録

犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられています。未登録の飼い主の方は登録をしてください。注射実施会場でも受け付けします。（紫水苑で随時受付可）登録費用3,000円

◇犬の死亡・飼い主の変更や住所変更の場合、届出が必要です。（紫水苑で随時受付可）

◇問合せ

下市町役場 生活環境課（紫水苑）

☎ 0747-52-5901 IP 0747-68-9075

下市町保健センターからのお知らせ

場所／下市町保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
日本脳炎予防接種	4月17日(金)	午後1時45分～2時受付	【追加】 平成27年4月2日～平成28年4月1日生
しもびよランド (子育て教室)	4月22日(水)	午前10時～正午	対象：4歳までの児及びその保護者 内容：ベビーマッサージ 持ち物：バスタオル
幼児健診	4月28日(火)	1歳6か月 児健診	午後1時～1時15分受付 平成30年9月1日～平成30年11月30日生
		3歳児健診	午後1時30分～1時45分受付 平成28年9月1日～平成28年11月30日生

※新型コロナウイルス感染症の影響で延期・中止になる場合があります。

問合せ 下市町役場 健康福祉課 保健予防係 ☎ 0747-52-0001 (内線159・160)
IP 0747-68-9065 (直通)

建てる 改修する 貸す など

補助金を受けるには、工事等の着手前に申請が必要です。
また、各補助金の交付対象者や内容には他にも要件等がありますので、必ず担当課までお問い合わせください。

☎0747-52-0001 (代表)

下市町空き家活用推進事業補助金

町内にある空き家を利活用し、また移住・定住を希望される方へ空き家の情報を提供していくため下市町「空き家バンク」を行っており、下記の補助も行っています。



①空き家の家財道具等の整理に係る経費に対し補助を行います

交付対象者: 空き家バンクに登録されている物件の所有者
主な内容: 空き家の家財道具等の整理に直接要する経費を30万円を上限に補助します。

②空き家の改修を金融機関等から融資を受けて行う方に対し利子の補助を行います

交付対象者: 空き家バンクに登録されている物件の所有者又は空き家バンク利用登録者
主な内容: 金融機関から融資を受けて改修工事を行う場合、利子の補助を行います。利子補給は1空き家物件につき1件の借入分とし、利子の補給率は3%以内、補給期間は5年以内とします。

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います



除却

【補助交付額】

- ①ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。
- ②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- ③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする。

※令和3年2月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要です。

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること。
(※門柱及び万年塀、土塀は対象外)
- ②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること。
- ③建築基準法第42条に規定する道路(※私道、里道は対象外)に面していること。
- ④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事であること。

受付予定期間 令和2年7月1日～令和2年10月30日
応募予定件数 2件程度 (先着順)

若者定住集合住宅支援事業補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します

【主な内容】

- A: 借借人補助(借り方への補助)
新築以降の4月1日から1～5年まで毎月10,000円、6～10年まで毎月5,000円
- B: 貸貸人補助(貸す方への補助)
若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、新築以降の4月1日から10年間

【交付対象者】

- A: 借借人補助(借り方への補助)
次の①～③の要件を全て満たす方
- ①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅のうち、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録され、現に居住する若者世帯(世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯)
 - ②自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方
 - ③その他の公的制度による補助交付者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- B: 貸貸人補助(貸す方への補助) 若者定住集合住宅の賃貸人等



～下市町定住促進住宅認定～
トレ ネオコーポ
(民間賃貸集合住宅)
入居者募集中

空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します



【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助します *応募予定件数 7件程度

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅
- ②補助対象建築物のある自治会への報告を行う
- ③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行う
- ④空家であり、権利等あれば全権利者からの同意を得ている
- ⑤町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑥年度内に工事を完了出来ること



住環境支援～各種補助金ご紹介～

下市町で家を

下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォームを行った方に補助金の交付を行います



家を改修する

【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円(町が行っている他の補助制度の対象部分を除く)
- ②補助金の交付は1回限り

【交付対象者 *次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること(独立した敷地にある店舗等は対象外)
- ②下市町内に本社を有する法人又は下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者(製材所)で購入した、吉野郡内で生産または製材された木材を使用したリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること(町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費)

受付予定期間 令和2年4月1日～令和3年1月15日
応募予定件数 7件程度(先着順)

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助



【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額(千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。)但し、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。

【交付対象者 *次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅
- ⑤対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること。

受付予定期間 令和2年7月1日～令和2年10月30日
応募予定件数 1件程度(先着順)

既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。



【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。耐震診断終了後、耐震診断の結果などを申請者に報告します。
- ②診断費用 無料(町が診断費用[5万円]を負担します)

【交付対象者 *次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅(柱・梁・筋交いなどで軸組を形成するもの)
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和2年7月1日～令和2年10月30日
応募予定件数 2件程度(先着順)

定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します



家を建てる

【主な内容】

- 次の①～③の要件を全て満たす場合は1,000,000円
- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
 - ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
 - ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること
その他かさ上げ:下市町内の業者での施工(100,000円)
吉野材使用(100,000円)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記録され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方
- ③自治会活動等に積極的に参加する方
- ④町税滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

受付予定期間 令和2年4月1日～
応募予定件数 5件程度



令和2年度 下市町地域づくり団体 (地域がこぞって元気な まちづくりを行う団体等) 募集

下市町では、元気なまちづくりを行い、地域の活性化を目的とした活動を実施する団体に対し、助成を行っていますのでご応募ください。

助成対象となる団体

- (1) 町内で住民活動を行っている団体
- (2) 原則として5名以上の構成員で構成されている団体
- (3) 規約又は会則を持ち、かつ継続的な住民活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体等

助成制度の概要

- ① 活動事業費助成金 助成対象経費×3/4以内
※対象経費は、事業実施に伴う経費であり、単なる運営経費は対象外
- ② 活動スタート支援助成金
(設立後2年以内または設立見込みの団体に限り)
1団体1回限り 10万円を上限とする。

募集期間 4月1日(水)～

※今年度予算額がなくなり次第応募終了といたします。

問合せ 下市町役場 地域づくり推進課

☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9070 (直通)

※詳細はお問い合わせください。

農業委員・農地利用最適化推進委員 を募集します

農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進や担い手への農地利用の集積・集約や耕作放棄地の発生防止・解消等に取り組む農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員を公募により募集します。

募集委員 農業委員11名

農地利用最適化推進委員7名(予定)

任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日

募集期間 令和2年4月1日～令和2年4月15日

※詳細は下記までお問い合わせください。

問合せ 下市町農業委員会事務局

(下市町役場地域づくり推進課内)

☎ 0747-68-0001 (代表)

IP 0747-68-9070 (直通)

吉野三町無料法律相談 (奈良弁護士会所属弁護士による無料相談)

日時 4月16日(木) 午後1時～4時

場所 吉野町役場

予約・問合せ 吉野町役場 町民課

☎ 0746-32-3081

中南和法律相談センター無料法律相談 (県内中南和各地で随時開催しています)

予約・問合せ 奈良弁護士会

中南和法律相談センター係

☎ 0742-22-2035

法テラス南和法律事務所 (常駐の弁護士が相談にあたります)

場所 大淀町大字下淵68番地の4
やすらぎビル4階

問合せ ☎ 050-3383-0025

※無料になる場合があります。

まずは電話でお問い合わせを。

消費生活相談

日時 毎週木曜日 午後1時～4時
開催日等は直接お問い合わせください。

場所 川上村役場

問合せ 川上村役場 住民福祉課

☎ 0746-52-0111 (代表)

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

令和2年度の固定資産税の算定の基礎となる固定資産縦覧帳簿等(令和2年1月1日現在)の縦覧を行います。

期間 4月1日(水)～6月1日(月)
※土・日・祝日等の閉庁日は除く

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 下市町役場 税務課

※縦覧等を希望される方は、土地の所有者、納税者等であることを確認するために本人確認を行います。納税通知書、公的機関発行の証明書等、運転免許証、健康保険証等の提示をお願いします。代理人が縦覧される場合は、委任状が必要です。

問合せ 下市町役場 税務課

☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9066 (直通)

農用地の除外申請について

農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に使用する計画がある場合は、4月30日(木)までに農用地除外申請をしてください。

なお、除外申請が許可された後(約6か月後)、農業委員会への農地転用申請により許可を受け、転用が可能となります。

申込・問合せ 下市町役場 地域づくり推進課

☎ 0747-52-0001 (代表)

IP 0747-68-9070 (直通)

社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
2月16日～3月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。

・供養として
梶田 末子（谷） 3万円
北 川（仔 邑） 3万円
匿名 2万円
森 敬司（立 石） 2万円

（敬称略）

てんいち先生



新型コロナウイルス拡大予防に伴い各種事業を中止とさせていただきます。関係上、4月発行社協だより「夢ふうせん」は休刊とさせていただきます。

心配ごと相談所からのお知らせ

新型コロナウイルス拡大を防ぐために、4月・5月開催予定の「行政・人権・心配ごと相談」は中止とさせていただきます。

なお、相談ごとが生じた場合は、下市町社会福祉協議会（☎0747-52-6125）にてお受けし、相談員にお繋ぎさせていただきます。

「火入れ」を行う場合は事前に許可申請が必要です

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹や雑草等を焼却する場合には、事前に火入れの許可申請が必要です。

許可申請は、火入れを開始する日の10日前までに下市町役場地域づくり推進課へ届出をしてください。また、周辺の家屋、山林、原野等に延焼し、火災が発生しないように消火に必要な人員と器具等を準備し、十分注意して行ってください。

申請・問合せ

下市町役場 地域づくり推進課
☎0747-52-0001（代表）
I P O 7 4 7 - 6 8 - 9 0 7 0（直通）

図書館だより

やっぱり結末はハッピーがいい! 「彼女の嘘と俺の隠し事」「月曜日の天使」「二番目の願い事」など、じわりと温かい最高の結末の超短編小説9作を収録する。



エブリスタ / 編
河出書房新社

★5分後に超ハッピーエンド

一般視力、老眼、白内障も改善! 30秒〜1分でき、4週間ワンサイクルの目のトレーニング写真30枚を収録。写真を見るだけで目がよくなるメカニズムや、健康な目を手に入れる生活習慣も紹介。



本部千博 / 著
興陽館

★眼科医が選んだ目がよくなる写真30

